

単体規定	令第 128 条 安全条例第 5 条第 3 項	作成（改訂）日
	敷地内の通路	令和 4 年 3 月 1 日 (令和 7 年 4 月 1 日)
敷地内の通路からの「道または公園、広場その他の空地」の取扱いについて		
令第 128 条に記載のある、「道または公園、広場その他の空地」については、一戸建てまたは二戸長屋の住宅で、階数 3 以下かつ延べ面積 200 m²以下の建築物に限り、法第 43 条第 2 項適用通路（不成立路線は同意者のみ）を「道または公園、広場その他の空地」として取扱う。 二戸長屋の住宅については、都安条第 5 条の道路と扱う場合は同条第 3 項の認定を受ける必要がある。 法第 43 条許可案件については別途許可条件による。		
技術的助言など		
参考文献など		